

第 8 次

芽室町 行政改革大綱



平成 1 8 年 3 月 1 0 日

- 芽 室 町 -

もくじ

行政改革大綱策定にあたって			
1 . これまでの行政改革の取り組み		1 頁	
2 . さらなる行政改革の必要性		1 頁	
行政改革大綱の基本方針			1 頁
行政改革大綱の期間			2 頁
行政改革推進の基本視点			
1 . 効率的な行政システムへの転換		2 頁	
2 . 行政運営の改革		3 頁	
3 . 行政の公正・透明性確保		3 頁	
行政改革推進の重点事項			
1 . 効率的な行政システムへの転換			
(1) 組織・機構			
行政組織のスリム化、効率化		4 頁	
業務構造改革の推進	4 頁 ~	5 頁	
職員定数の適正化		5 頁	
(2) 人事制度改革			
給与・人事制度の見直し	5 頁 ~	6 頁	
人事考課制度の本格導入		6 頁	
職務能力形成のための職員研修		6 頁	
2 . 行政運営の改革			
(1) 事務事業の見直し			
事務事業評価システムの活用		7 頁	
(2) 民間活用			
公の施設の運営健全化、効率化		7 頁	
民営化・民間委託		8 頁	
(3) 財政構造の見直し			
財政の健全化、効率化		8 頁	
収納率の向上		9 頁	
受益者負担の適正化		9 頁	
(4) 公有財産の有効活用		10 頁	
(5) 行政サービスの多様化			
広域事務処理による共同化		10 頁	
道からの事務・権限委譲		10 頁	

窓口サービス改革	10頁～11頁
情報通信技術の活用	11頁
3. 行政の公正・透明性確保	
(1) 行政の説明責任	
政策・施策評価情報の活用	11頁
情報公開制度の適切な運用	12頁
広報・広聴機能の充実強化	12頁
公益通報制度の確立	12頁
(2) 審議会の見直し	
審議会の統合と機能の見直し	13頁
行政改革の推進方針	
1. 推進体制と進行管理	14頁～15頁
2. 計画及び進捗状況、評価結果の公表	15頁

行政改革大綱策定にあたって

1. これまでの行政改革の取り組み

芽室町の行政改革は、昭和61年策定の「第1次行政改革大綱」から現在まで、時代の要請に合せた継続した取り組みを行っています。

現行の「第7次行政改革大綱」においては、「職員の主体的な行政改革への取り組み」を基本方針の一つとしており、町民のまちづくり意識につながることを目指し、受け身の行政改革ではなく、職員自らが取り組み事項の抽出と実施評価を行う中で、全庁的な行政改革への意識付けを高めてきました。

さらに、基本視点として「町民の満足度を高める施策選択の仕組み強化」の取り組みを掲げ、施策形成過程における情報公開と町民参加体制の強化が図られています。

2. さらなる行政改革の必要性

自主・自立を選択した芽室町の行政運営は、地方分権改革、規制緩和、三位一体改革など、「国と地方」、「公と民」の関係が大きく変化する中で、限られた行政資源（人材・財源）を、一層効率的に有効活用していくことが求められており、引き続き行政改革を積極的に推進していかなければなりません。

行政改革大綱の基本方針

これからの行政改革推進の方向としては、行政自身が内部体質の無駄をなくし、様々な行政需要に対して的確な対応ができるように、スリムで機敏な体質へと変革し、公と民の役割分担や行政の説明責任を果たしていく力量を身につける必要があります。

これらを踏まえ、「第8次芽室町行政改革大綱」の基本方針は、行政改革の本質である「簡素で効率的な役場」を目標とし、効率性を重視した自立する行政を目指すものとします。

行政改革大綱の期間

第8次行政改革大綱は、「基本方針」「基本視点」と「推進方針」で構成する「大綱」と、大綱に基づく具体的な取り組み事項と実施目標を掲げ、行動計画として策定する「実施計画」により推進するものとします。

「大綱」は、まちづくりの目標と基本指針である「芽室町総合計画」を実現するものであり、「芽室町自主・自立推進プラン」に示す行政改革事項との整合性を図るため、「芽室町総合計画」の後期計画及び「芽室町自主・自立推進プラン」の第1次計画期間である平成22年度までを計画期間とします。

また、「実施計画」は、前期3年間の実施期間として推進し、3年目の平成20年度から22年度までの3年間を後期の推進期間とします。

大綱期間

平成18年度～平成22年度（5年間）

実施計画期間

前期：平成18年度～平成20年度（3年間）

後期：平成20年度～平成22年度（3年間）

行政改革推進の基本視点

1. 効率的な行政システムへの転換

まちづくりへの町民参加は、町民の自治意識を高めます。町民参加によって新たに生ずる行政課題や需要の変化に対し、柔軟で的確な対応を行うため、「行政組織及び機構の簡素・効率化」「町民と行政の役割分担の明確化」「定員管理の徹底」「能力に応じた給与制度」「職員能力と成果を重視した人事管理」など、従来の枠組みや慣行にとらわれることなく、一体的な取り組みを進め、効率的な執行体制を整備していきます。

2 . 行政運営の改革

行政運営は、限られた人材、財源を活用し、最小の経費で最大の効果を上げるといふ地方自治の原点の下に行われています。

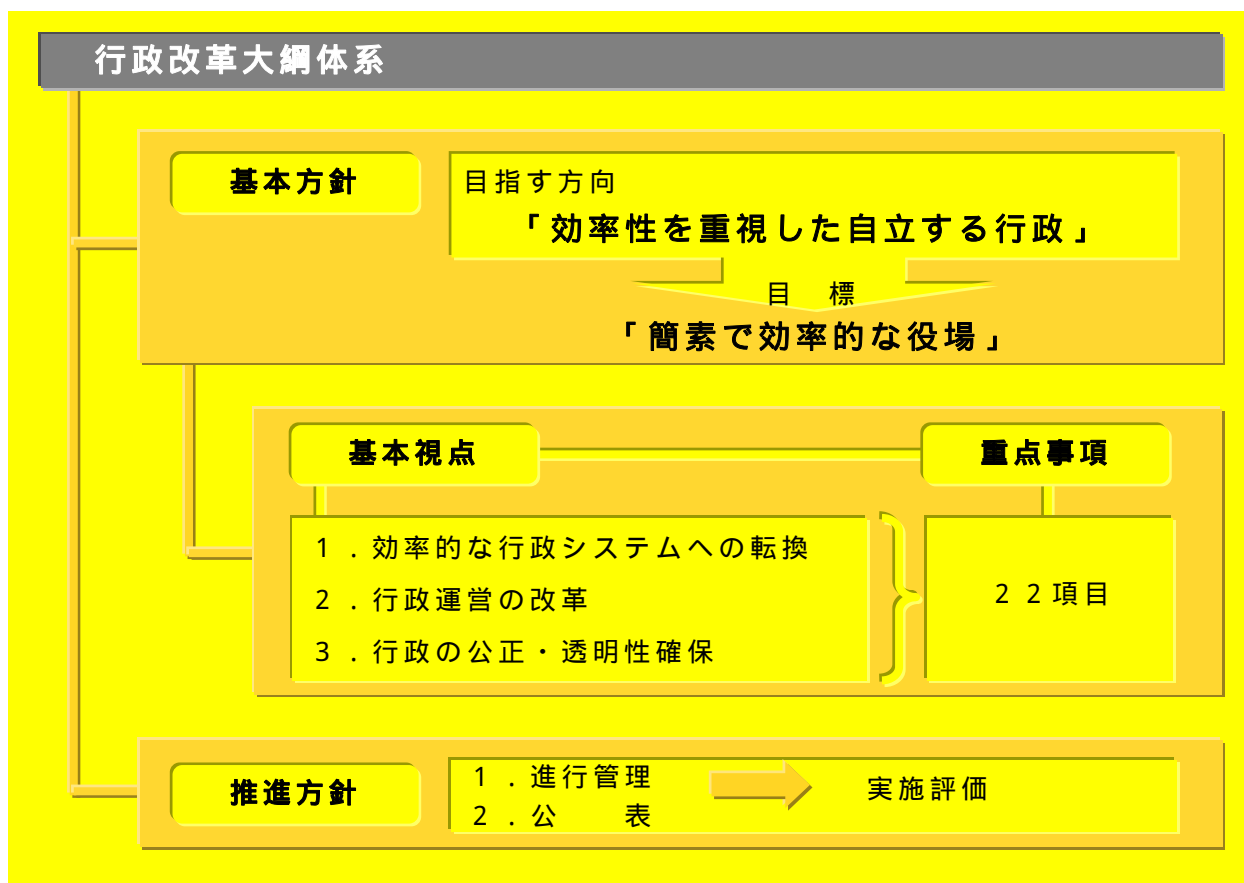
この趣旨を踏まえて、これまで以上に行政運営の効率性を高めていくために、公共サービスや行政運営にかかる総コスト意識を持った中で、事業の実施結果を成果として町民満足度向上に結びつける、成果主義的発想への転換に取り組みます。

3 . 行政の公正・透明性確保

本町は、平成16年度から「めむろまちづくり参加条例」を定め、施策説明と町民意見を反映させる仕組みを導入しています。

町民の想いが反映された協働のまちづくりを進めていくためには、信頼関係を確立した中で、町民とのパートナーシップをより良好なものにしていくことが不可欠です。

このため、町が保有する情報を様々な機会を通じて、積極的に、わかりやすく公開・提供し、行政運営の公正・透明性を高めていく必要があります。



行政改革推進の重点事項

行政改革大綱の基本視点を踏まえ、次に示す重点推進事項を柱として改革を推進します。

第7次行政改革大綱で取り組んだ継続すべき個別方策については、「実施指針」として推進し、改革の到達目標を示すことができるものについては、「実施目標」を掲げて評価の対象を明確にするものとします。

1. 効率的な行政システムへの転換

(1) 組織・機構

行政組織のスリム化、効率化

平成17年度に一部導入した「グループ制」の検証と適用範囲拡大を検討し、全庁的視野に立った人員の効率的・弾力的な運用体制を確立します。

また、グループ制の検証において、中間管理職である課長補佐職の役割を見直し、職制階層のフラット化を図ります。

さらに、迅速な意思決定と実務職員を可能な限り確保するため、部長職を廃止します。

実施指針	「芽室町におけるグループ制の考え方」【平成17年3月策定】
実施目標	・グループ制の全庁的導入 ・部長職の廃止

業務構造改革の推進

将来の財政構造や人材構造の変化に適合させるため、事務事業評価と並行して業務手順の簡素化・マニュアル化など、組織的な事務改善に取り組みます。

このため、現在進めている業務構造改革を実践的に発展させ、事務の削減と事務処理の流れを改善し、業務量の効率化と適正な人員配置を図ります。

また、業務構造改革に併せ、管理部門に集中している予算編成と執行権限を分散し、業務割振りに限定した人事権付与など、庁内分権を推進します。

実施指針	「業務構造改革マニュアル」
実施目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通業務手順の簡素化 ・ 業務手順のマニュアル化 ・ 「芽室町事務決裁規程」「芽室町財務規則」の見直し

職員定数の適正化

職員定数の適正化については、平成16年12月に策定した「職員定数適正化計画」に掲げた目標職員数を基調に、職員の年齢構成を考慮して取り組みを進めていますが、民営化の推進、事務事業評価による事業の見直し、業務構造改革など、今後の行財政環境変化に対応した見直しを適宜行っていくものとしします。

実施指針	「職員定数適正化計画」	【平成16年12月策定】
実施目標	・ 職員数削減目標の達成	

(2) 人事制度改革

給与・人事制度の見直し

平成17年度の人事院勧告に基づき、職務・職責に応じた俸給構造への転換と、職務能力や業績の重視を勤務意欲の向上につなげる、人事・給与制度への抜本的な改革を進めます。

また、国及び他の地方公共団体との均衡を踏まえながら、諸手当の見直しを図ります。さらに特別養護老人ホームの民営化が職員定数適正化に及ぼす影響を考慮し、時限的な勸奨退職制度として退職金特例加算措置を検討します。

実施目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 俸給構造の改正 ・ 諸手当の見直し ・ 勸奨退職制度の見直し
------	--

人事考課制度の本格導入

職員能力と成果を重視した人事・給与制度改革と連動して、現在管理職員に導入している「人事考課制度」を見直し、全職員に適用させるものとしします。

また、人事考課の導入前提として業務の目標管理制度を全職員に導入し、組織全体の活性化と職員意識改革を図ります。

実施指針	「芽室町人材育成基本方針」 【平成15年10月策定】
実施目標	・ 人事考課制度、目標管理制度本格導入

職務能力形成のための職員研修

職員定数の削減を進めていく中で、長期的な人材育成と確保のため、人事考課によって明らかとなる職員の職務能力向上を目的として、専門研修制度の充実を図り、高度な行政需要に対し、自立的に行動できる人材の育成を推進します。

実施指針	「芽室町人材育成基本方針」 【平成15年10月策定】
実施目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芽室町人材育成基本方針の見直し ・ 職員研修計画策定

2 . 行政運営の改革

(1) 事務事業の見直し

事務事業評価システムの活用

平成17年度から、事務事業の見直しを制度として体系化した、事務事業評価システムを導入しています。

今後はこのシステムを、計画の策定・予算編成・決算と連携させ、評価結果を事業内容の改善や見直しに活用していきます。

実施指針	「事務事業評価の視点」
実施目標	・事務事業評価システムの確立

(2) 民間活用

公の施設の運営健全化、効率化

公共施設について、設置目的、利用実態、施設規模・老朽化、利用者の利便性を総合的に検証し、同一地区にある類似の施設については統廃合を検討します。

また、公の施設の効率的な運営管理を図るため、地域による管理への移行と、指定管理者制度を積極的に導入するものとします。

実施指針	「芽室町の公の施設に係る指定管理者制度導入基本方針」 【平成16年10月策定】
実施目標	・地域類似施設の統廃合 ・地域への管理主体移行 ・指定管理者制度導入

民営化・民間委託

町が提供する公共サービスや行政事務について、「民間でできるものは民間に委ねる」を原則に、町民の利便性、公共性及び費用対効果を踏まえ、施設運営の民営化、業務の外部委託（アウトソーシング）など積極的に民間手法を活用して経費節減とサービスの向上に取り組みます。

また、地域に委ねるものの担い手として、地域組織の育成とNPO（民間非営利組織）の活用を図ります。

実施指針	「民間活用基本計画」 【平成15年8月策定】 「芽室町立保育所（園）民営化計画」 【平成17年5月策定】 「芽室町立特別養護老人ホーム民営化計画」 【平成17年5月策定】
実施目標	・民間委託実施計画の見直し ・アウトソーシングの実施 ・保育所民営化、特別養護老人ホーム民営化

（3）財政構造の見直し

財政の健全化、効率化

厳しい財政環境が続く中、「芽室町財政基本計画」に基づき、効率的な事業執行により、歳出の抑制と歳入の確保を図り、健全な財政運営に努めます。

実施指針	「芽室町財政基本計画」 【平成17年3月策定】 「各種補助制度の見直し方針」 【平成16年11月策定】
実施目標	・職員人件費の抑制 ・各種補助制度の見直し ・投資的経費の抑制 ・特別会計繰出金の抑制 ・町債残高、債務負担行為の抑制 ・各種基金の有効活用 ・都市計画税の導入

収納率の向上

収納率の低下は、納税の義務や受益者負担を誠実に果たす多くの町民の公平感を阻害し、自主財源である税等に対する町民の信頼性が損われます。

各種使用料や町税等の収納率向上のため、滞納者へのきめこまかな折衝を行うと共に、コンビニエンスストア納付など納付場所と時間の拡大を図る一方、町税等の滞納者に対して行政サービスの制限措置を講じ、納税の促進に努めます。

実施指針	「町税収納事務運営方針」 【毎年策定・公表】 「芽室町公営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱」 【平成16年4月施行】 「芽室町上水道事業給水停止処分取扱要領」
実施目標	・コンビニエンスストア納付制度導入 ・町税等収納率向上 ・使用料収納率向上 ・行政サービス制限措置件数ゼロ

受益者負担の適正化

受益者負担の原則は、行政サービスを利用する人に対して、利用しない人との公平性の観点から、費用を負担していただくことにあります。

自立のまちづくりを進めていくために、事業の見直しや歳出の削減と共に町民の方々にサービスの提供に対し適切な負担を求め、公平性と財政基盤の安定性確保に努めます。

実施指針	「芽室町公共施設使用料等適正負担指針」 【平成14年11月策定】
実施目標	・公共施設使用料の見直し

(4) 公有財産の有効活用

遊休公有財産について、行政目的達成のための活用促進等を検討し、有効的な活用を図ります。

なお、活用の見込みがないものについては、他に転用または貸付・売却を進め、積極的に財源確保を図ります。

実施目標

・遊休未利用地等活用計画の策定

(5) 行政サービスの多様化

広域事務処理による共同化

行政需要の多様化、高度化に対し、的確で質の高い行政サービスを提供するために、広域的な視点から、各市町村と共通、重複する事務の軽減や、専門的な能力、技術を必要とする事務事業についての広域共同処理を進めます。

道からの事務・権限委譲

北海道は、「道州制に向けた道から市町村への事務・権限委譲方針」に基づき、道の持つ事務・権限を市町村に委譲することを推進しています。

町として、町民の利便性向上、行政サービス向上につながることを大前提に、受諾の妥当性があるものについては積極的に受け入れることとしますが、人的・組織的な体制整備については、その時点で検討するものとします。

窓口サービス改革

窓口業務は、町民に直接顔の見えるサービスを提供する原点となります。

申請などの窓口手続きが、1か所で済ませられるように、本庁舎1

階フロアの改修を行うなど、利用しやすい環境整備に努め、窓口利用の満足度向上を図ります。

実施指針	「総合窓口検討報告書」 「職員研修計画」
実施目標	・窓口利用満足度向上

情報通信技術の活用

町民の利便性を高めるために、地域や家庭と行政とをつなぐインターネット通信網や情報機器を活用し、情報の安全性を確保しながら、町民との行政情報共有化、申請手続きや公共施設予約の電子化など、時間と場所にとらわれない行政サービスの提供に取り組みます。

実施指針	「芽室町電子自治体構想」 【平成16年9月策定】
実施目標	・電子自治体化 ・各課ホームページ作成

3. 行政の公正・透明性確保

(1) 行政の説明責任

政策・施策評価情報の活用

事務事業評価を発展させ、総合計画等の政策、施策を体系的に評価する行政評価システムの導入を図ります。

これにより、政策、施策の形成過程から評価結果までをトータルして情報提供・公開し、行政の説明責任を果たします。

実施目標	・行政評価システム導入
------	-------------

情報公開制度の適切な運用

行政に対する町民理解と信頼性を高め、行政参加の推進を目的に制定した「芽室町情報公開条例」に基づき、町民からの開示請求に対する迅速な対応と、行政情報の確実・正確な管理のため、文書ファイリングシステムを構築し、制度の適切な運用により、行政運営の透明性向上や町民との行政情報の共有化を推進します。

実施目標

- ・ 情報公開・閲覧件数向上
- ・ 文書ファイリングシステム構築
- ・ インターネットホームページに情報公開コーナー開設

広報・広聴機能の充実強化

行政情報をわかりやすく、的確に町民に伝え、総合情報誌「すまいる」や町インターネットホームページを通じた広報活動の充実強化を図ります。

また、ホットボイスやまちづくりトークの充実と共に、時代に即応した新たな広聴の仕組みを取り入れ、町民の声や意見を適切に施策に反映させていきます。

実施目標

- ・ 審議会議事録の公開
- ・ 防災・防犯等緊急情報の提供
- ・ インターネットホームページの利便性向上

公益通報制度の確立

町民生活に重大な影響を及ぼす、違法または不当な行政執行に関して、内部告発者の保護措置を講じ、通報しやすい環境を整えることにより、町民の公益を守り、行政運営の適法性と透明性を確保する制度（公益通報制度）を確立します。

実施目標

- ・ 公益通報条例の制定

(2) 審議会の見直し

審議会の統合と機能の見直し

現在設置している各種審議会は、行政組織体系に沿って単独で運営しており、施策の体系立てを必要とする審議においては、必ずしも効率的・効果的な機能を有しているとはいえません。部分があります。

条例や規則で設置する審議会については、類似する役割と機能を持つものの積極的な統合・委員兼職を進めると共に、町からの提案審議・決定のほか、自らの運営により町政運営の調査研究と、町への政策提言を行う町民委員会を組織化して、既存審議会の役割と機能を整理統合していきます。

実施目標

・町民委員会設立と機能の確立

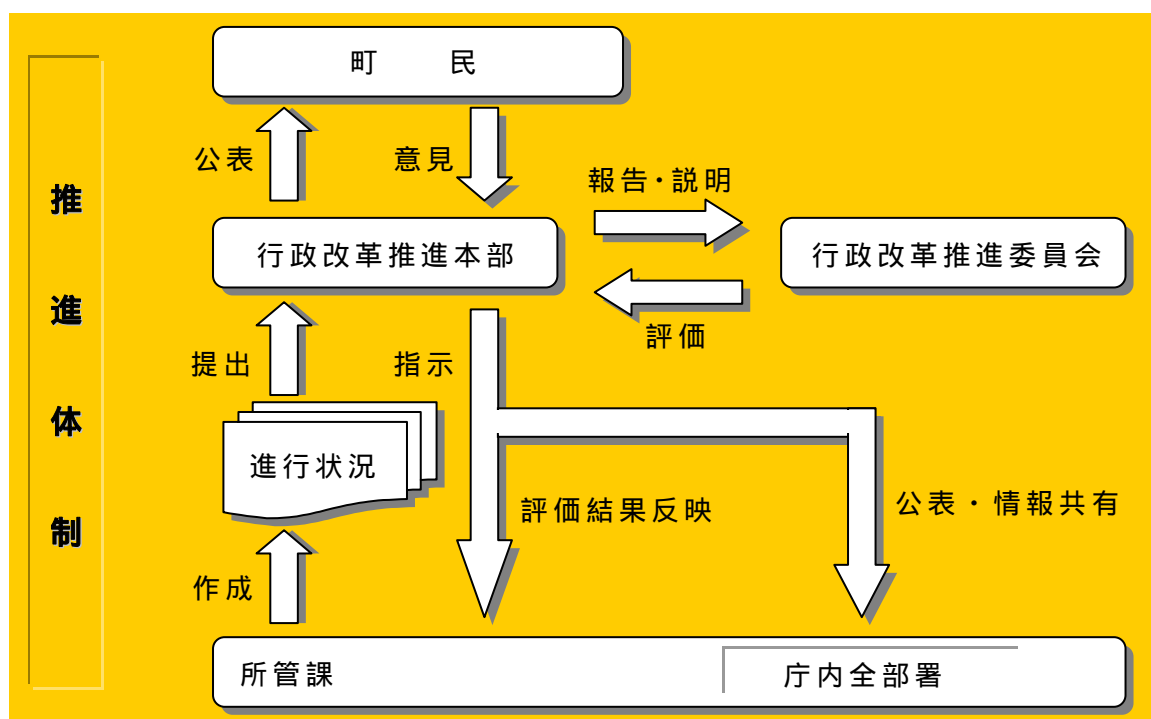
行政改革の推進方針

1. 推進体制と進行管理

この行政改革は、町長を本部長とする「芽室町行政改革推進本部」において進行管理を行い、町民で構成する「芽室町行政改革推進委員会」に進捗状況を報告し、調査審議していただくものとします。

また、「芽室町行政改革推進委員会」において、毎年実施評価を行い、改革推進の実効性を確保するものとします。

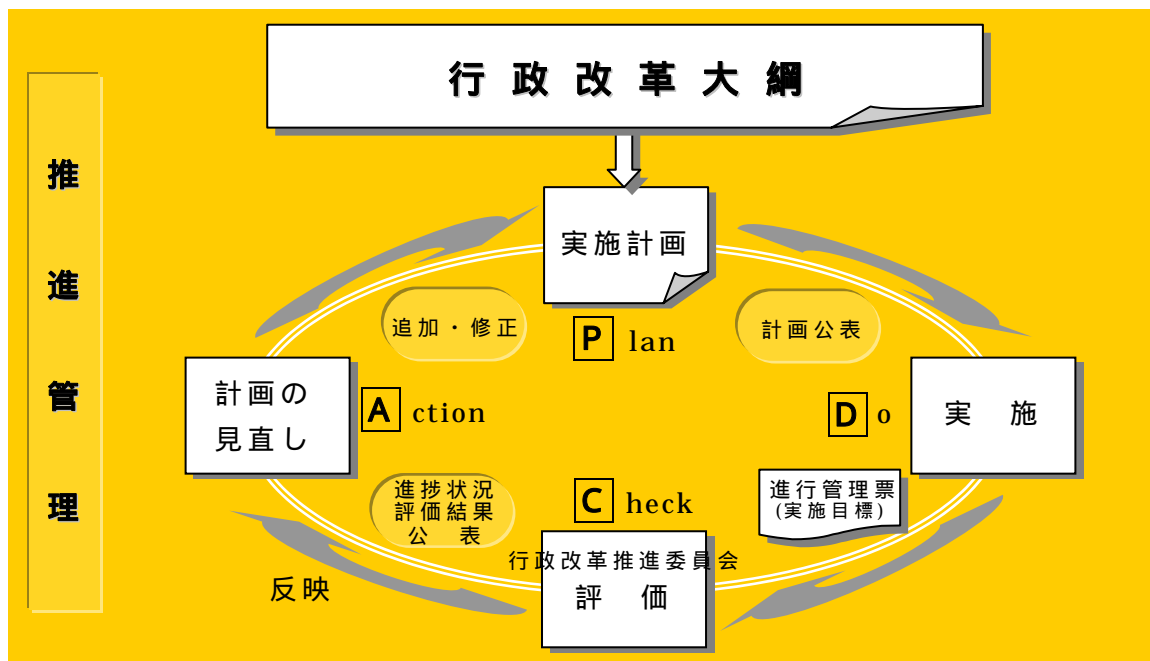
進行管理における実施評価をわかりやすくするため、行政改革大綱の重点事項の具体的な取り組み項目を集成した「実施計画」策定において、可能な限り「行革効果額」「実施目標値」「成果指標値」を掲げるものとします。



継続的な推進管理を確立するため、PDCAサイクルの仕組みを構築します。

PDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action cycle)とは

マネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action)のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法。



2. 計画及び進捗状況、評価結果の公表

「行政改革大綱」並びに「実施計画」、また、毎年の改革実施の進捗状況、評価結果について、総合情報誌「すまいる」や「町インターネットホームページ」などで広く公表を行い、推進の透明性を確保します。